

令和 7 年 9 月 9 日招集

令和 7 年

第 6 回若桜町議会定例会会議録

(令和 7 年 9 月 19 日)

若桜町議会事務局

令和7年第6回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和7年9月19日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応 招 議 員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番		10番	山 根 政 彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番			
欠席議員	10番	山 根 政 彦		
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 謂
	総 務 課 長	山口由企夫	教育委員会次長	下石 裕美
	企画政策課長	中島 毅彦	町 民 課 長	川戸 康之
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二
	税 務 課 長	山本 賢一	地 域 整 備 課 長	竹本 英樹
	地籍調査課長	矢部 広一	経 済 産 業 課 長	谷本 剛
	農業委員会事務局長	小林 貴之		

会議の顛末  
本会議（9月19日）

副議長（小林誠）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、8人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第62号 令和6年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 令和6年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 令和6年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 令和6年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 令和6年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 令和6年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 令和6年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 令和6年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 令和6年度若桜町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 令和6年度若桜町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、森田二郎議員。

決算審査特別委員長（森田二郎）

若桜町議会報告第12号 決算審査特別委員会審査報告書。1、付託案件の名称、議案

第62号 令和6年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 令和6年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 令和6年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 令和6年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 令和6年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 令和6年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 令和6年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 令和6年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 令和6年度若桜町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 令和6年度若桜町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

2、審査の経過、令和7年9月9日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月11日、12日、16日の3日間にわたり委員会を開催し、町長ほか、各課長並びに関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、審査の結果を次のとおり報告します。

3、審査の結果、当委員会に付託された議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号は、認定すべきものと決定しました。以上です。

副議長（小林誠）

ただいま委員長から報告がありました。

質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

**議員（中尾理明）**

はい。8番中尾。

**副議長（小林誠）**

反対討論ですか、賛成討論ですか。

**議員（中尾理明）**

反対討論。

**副議長（小林誠）**

原案反対の方の発言を許します。8番中尾理明議員。

**議員（中尾理明）**

はい。私は議案第62号 令和6年度若桜町一般会計歳入歳出決算に反対の討論を行います。まず、議案の反対箇所を述べます。款3 民生費、項1 社会福祉費、目7 同和対策費、10 同和対策事業費、解放同盟高野支部への補助金123万円であります。

高野支部は任意の運動団体であり、補助金に頼ることなく、自主運営を行うべきです。より重要なのは、同和対策特別事業は、地域改善対策特定事業財政特別法は2002年3月末で失効しており、もはや法的根拠を失っていることです。このまま補助を続ければ地区を固定化することになります。

私は昨年、令和5年度一般会計決算反対討論で、若桜町教育民生常任委員会で和歌山県有田川町合併前の吉備町の同和事業終結の調査をした時の感動をお伝えしましたが、この町の取組、ドーン計画、ドーンツウパーフェクトイリュージョン、完全対決の夜明けについて、部落問題研究者であり、元滋賀大学教授の東上高志氏は自分の著書である『部落の始まりが始まる』で次のように記述しています。

吉備町は、かつては差別糾弾、差別撤廃闘争をもっとも果敢に闘った地域の1つであつ

たが、1969年同和対策特別措置法施行後、地区住民が自発的な学習会を開催、関係集落や様々な場所で延べ百二十数回の討議を重ね、その年の10月にドーン計画推進協議会がつくられ、その後12月ドーン計画が吉備町議会で採択され、その翌年3月には当計画についての提案が和歌山県議会の各会派一致で採択され、さらにその年の12月には同一の請願が衆議院、参議院で採択された結果、1年後の1971年12月には推進地区として国の指定を受けることになりました。

その後は計画に基づき、地域環境の改善が図られるとともに、産業の発展にもつながっています。東上氏はこのように、吉備町は住民自治の上に国民の権利としての請願権を徹底的に追求した稀有な例であると強調するとともに、吉備町が掲げた目標理念を差別者のいない吉備町ではなく、差別される部落民の存在しない吉備町をつくろうという明確なスローガンがあったことを指摘しています。

そして、差別の実態を解消解決すれば部落問題はなくなる、これがドーン計画の本質である。部落解放でなく解決したこととの持論を加え結んでいますが、私も同感です。1日も早い同和事業終結を望み、討論を終わります。

**副議長（小林誠）**

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

これより採決を行います。

最初に討論のあった議案についての採決を行います。

議案第62号についての採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

議案第62号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多數)

起立多數です。

したがって、議案第 6 2 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

続いて討論のなかった議案についての採決を行います。

議案第 6 3 号から議案第 7 2 号までを一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。

議案第 6 3 号から議案第 7 2 号までは委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 3 号から議案第 7 2 号までは委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 2

議案第 8 0 号 若桜町特別医療費助成条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 8 0 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 0 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3

議案第 8 1 号 若桜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 8 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4

議案第 8 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 8 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5

議案第83号 若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6

議案第84号 若桜町総合整備計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7

議案第85号 若桜町過疎地域持続的発展計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

(追加日程配布)

#### 副議長（小林誠）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま町長から議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第86号、議案第87号、議案第88

号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

日程第1

議案第86号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

**町長（上川元張）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第86号 令和7年度若桜町一般会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億8,311万6千円とするものでございます。

はじめに、歳入についてご説明いたします。県支出金では、鳥取県物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金12万8千円を、雑入では、総合賠償補償保険金23万5千円をそれぞれ追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。民生費では、生活困窮者の家計支援として物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業に26万円、教育費では、車両に損害を与えた賠償金としてその他体育施設管理に23万6千円をそれぞれ追加いたしました。なお、予備費において歳入歳出総額の調整を行うため、13万3千円を減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**副議長（小林誠）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第2

議案第87号 若桜町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、議案第88号 若

桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第89号 特別職の職員等の費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第90号 固定資産評価員の給与、勤務時間及び旅費に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

**町長（上川元張）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第87号 若桜町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、議案第88号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第89号 特別職の職員等の費用弁償に関する条例の一部改正について、及び議案第90号 固定資産評価員の給与、勤務時間及び旅費に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**副議長（小林誠）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第3

議案第91号 損害賠償の額を定めることについて、議案第92号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

**町長（上川元張）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第91号及び議案第92号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、

これは、令和7年9月2日午前11時から11時30分頃若桜町ふれあい広場において、除草作業中の飛び石により駐車してあった職員所有の車のリアガラスに損傷を与えたもので、損害賠償を行うものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### 副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時、休憩いたします。

午前10時24分 休憩  
(全員協議室にて議案の詳細説明)  
午前10時35分 再開

### 副議長（小林誠）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第86号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり

可決されました。

議案第87号 若桜町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

質疑を終結します。

議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

質疑を終結します。

議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号 特別職の職員等の費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号 固定資産評価員の給与、勤務時間及び旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

質疑を終結します。

議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

質疑を終結します。

議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。  
暫時、休憩いたします。

(盛田教育長 退席・追加日程配布)

**副議長（小林誠）**  
休憩前に引き続き、会議を再開します。  
お諮りします。  
ただいま町長から議案第93号が提出されました。  
これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なし)  
異議なしと認めます。  
議案第93号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。  
日程第1  
議案第93号 若桜町教育委員会教育長の任命について、を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。上川町長。

**町長（上川元張）**  
それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。  
議案第93号 若桜町教育委員会教育長の任命について、でございますが、次の者を若桜町教育委員会教育長に任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。  
記、住所 八頭郡若桜町大字三倉〇〇番地、  
氏名 盛田恭司、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。  
以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**副議長（小林誠）**  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
(質疑なし)  
質疑なしと認めます。  
質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(討論なし)  
討論なしと認めます。  
討論を終結します。  
議案第93号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
(異議なし)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第93号は原案のとおり同意することに決定しました。  
暫時、休憩いたします。

(盛田教育長 入室)

**副議長（小林誠）**  
休憩前に引き続き、会議を再開します。  
日程第8  
陳情第8号 ゆたかな学校の実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書、陳情第9号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書、陳情第13号 町道屋堂羅線（旧道）神社前橋から谷口までの維持・管理補修に関する陳情書を一括して議題とします。  
審査の結果について、常任委員会の報告を求めます。総務産業教育民生常任委員会委員長、山本晴隆議員。

**総務産業教育民生常任委員長（山本晴隆）**  
若桜町議会報告第13号 総務産業教育民

生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第8号 ゆたかな学校の実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書。

2、審査の経過、令和7年9月9日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月18日に委員会を開催し慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第8号は、不採択とすべきものと決定しました。

引き続き行います。若桜町議会報告第14号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第9号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書。

2、審査の経過は同文ですので割愛させていただきます。

3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第9号は、不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第15号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第13号 町道屋堂羅線（旧道）神社前橋から谷口までの維持・管理補修に関する陳情書。

2番は同じく割愛させていただきます。

3、主なる意見、（旧道）町道屋堂羅線の維持・管理補修については簡易な修繕に限る。車止等の設置を行い通行制限したい。

4、審査の結果、当委員会に付託された陳情第13号は、採択とすべきものと決定しました。以上でございます。

#### 副議長（小林誠）

ただいま、総務産業教育民生常任委員会委員長から報告がありました。

質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

陳情第8号 ゆたかな学校の実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について、討論はありませんか。

#### 議員（中尾理明）

はい。8番中尾。

#### 副議長（小林誠）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

#### 議員（中尾理明）

賛成討論。

#### 副議長（小林誠）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

#### 議員（中尾理明）

はい。私は陳情第8号に賛成です。本陳情は現行の学級についての国の基準40名を引き下げて35人にするという内容を主とした陳情であります。

鳥取県では国に先駆けて30人に対する措置を行っていることによって、県と市町村が人件費を負担し合っております。市町村の財政負担を減らすためにも国の学級編成標準の引き下げが求められているというふうに思います。

そのほか、学校の働き方改革、長時間労働を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善が必要だという陳情項目もあります。これについても賛成するものであります。

そもそも国の教育予算が2分の1に引き下げられて久しいわけですけれども、先進国と言われる国々の中で低位にある日本はもっと教育分野での予算引上げをすべきであり、そういうことも含めて賛成いたします。

副議長（小林誠）

ほかに討論はありませんか。

議員（川上守）

原案反対、7番川上。

副議長（小林誠）

原案反対の方の発言を許します。7番、川上守議員。

議員（川上守）

はい。陳情第8号の原案に反対をいたします。陳情内容には理解をする部分もありますけれども、中でも特に学校現場では貧困、いじめ、不登校など、陳情の趣旨と違う記載があるというふうに考えております。

いじめ、不登校など先生方の子どもたちに対する対応や子どもたち同士の人間関係、原因はいろいろあると考えております。少人数の学級や教職員定数の改善がそれらを減らすことにはならないというふうに考えて原案に反対をいたします。

副議長（小林誠）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

陳情第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第8号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第8号は不採択とすることに決定しました。

次に陳情第9号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書について討論はありませんか。

議員（森田二郎）

はい。2番森田。

副議長（小林誠）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

議員（森田二郎）

賛成討論。

副議長（小林誠）

原案賛成の方の発言を許します。2番森田二郎議員。

議員（森田二郎）

はい。原案賛成です。カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書には子どもたちのゆたかな学びを保障するという文言があります。

学習指導要領が出されて以来、その中身が改善され、そして教育活動に多くのものが付け加えられ、学習指導要領並びに教育課程にはたくさんのが含まれ肥大してまいりました。それによって、教職員の多くの時間が奪われ、しっかりとした学びができなくなっているのは事実でございます。

これで学習指導要領を改善し、学びを精査し、教職員の教材研究を深め、そして事業者の研究を深めることが、子どもたちのゆたかな学びにつながると考えます。

そして、それが学びを深めることによって考えを深め、しっかりとした学びに向き合い、考える力を養い、それがいじめ、そして学びから遠ざかる不登校を抑制する一助になると見え、この原案に賛成いたします。

副議長（小林誠）

ほかに討論はありませんか。

議員（川上守）

原案反対、7番川上。

### 副議長（小林誠）

原案反対の方の発言を許します。7番、川上守議員。

### 議員（川上守）

はい。陳情第9号の原案に反対をするものであります。

陳情第8号の討論とほぼ同じになりますが、陳情の内容に、中には理解をする部分もありますけども、学校現場では貧困、いじめ、不登校など陳情の趣旨と違う記載があるというふうに考えております。

いじめ、不登校など先生方の子どもたちに対する対応であったり、子どもたち同士の人間関係、原因は色々あるというふうに考えております。カリキュラム・オーバーロードの改善がそれらを減らすことになるとは考えてはおりません。よって、原案に反対をするものであります。

### 副議長（小林誠）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

陳情第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第9号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第9号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第13号 町道屋堂羅線（旧道）神社前橋から谷口までの維持・管理補修に関する陳情書について討論はありませんか。

（討論なし）

討論を終結します。

陳情第13号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第13号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

### 日程第9

議員提出議案第3号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。趣旨説明を求めます。川上守議員。

### 議員（川上守）

議員提出議案第3号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年9月19日提出。提出者、若桜町議会議員川上守。賛成者、若桜町議会議員小林誠、同じく山本晴隆、同じく谷口貴。

若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正をいたします。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

施行日につきましては、この条例令和7年10月1日から施行するということにしております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### 副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。  
質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(討論なし)

討論なしと認めます。  
討論を終結します。  
議員提出議案第3号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

異議なしと認めます。  
したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。  
日程第10

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。  
各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。  
(異議なし)

異議なしと認めます。  
したがって、各委員会の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
日程第11

「議員派遣の件」を議題とします。  
お諮りします。  
議員派遣については会議規則第127条の規定によってお手元に配布しました「議員派遣の件」のとおりとしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なし)  
異議なしと認めます。  
したがって、議員派遣の件については原案

のとおり決定しました。  
暫時、休憩いたします。

午前11時2分 休憩  
(山根政彦議長から小林誠副議長への「議長の辞職願」が届く)  
(「追加日程第3」配布)  
午後1時15分 再開

#### 副議長（小林誠）

休憩前に引き続き、会議を再開します。  
先ほど山根政彦議長から、若桜町議会事務局に「議長の辞職願」が届きました。  
「議長 辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)  
異議なしと認めます。  
したがって、「議長 辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。  
日程第1

「議長辞職の件」を議題とします。  
事務局長に辞職願を朗読させます。

#### 議会事務局長（上川恭子）

朗読いたします。  
令和7年9月19日、若桜町議会副議長 小林誠様、若桜町議会議長、山根政彦。  
辞職願。このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。  
以上でございます。

#### 副議長（小林誠）

お諮りします。  
山根政彦議員の、議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。  
(異議なし)  
異議なしと認めます。

したがって、山根政彦議員の、議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時、休憩します。

午後 1時17分 休憩  
(全員協議室にて全員協議会開催)  
(「追加日程第4」配布)

午後 1時26分 再開

### 副議長（小林誠）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、「議長」が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

### 日程第1

「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法 第118条第2項の規定により、投票と指名推選があります。  
いずれの方法がよろしいでしょうか。

### 議員（梶原明）

投票。

### 副議長（小林誠）

ただいま、3番梶原議員より、投票の発言がありましたので、議長の選挙は投票で行うこととします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議長選挙は投票で行うことと決定しました。

議長に立候補された7番川上守議員、6番山本晴隆議員に、それぞれ決意表明をお願いしたいと思います。

7番川上守議員からよろしくお願ひします。

### 議員（川上守）

7番川上です。昨日の朝、山根議長からの議長の退任の表明がありました。非常に残念であります。何とか完治していただき、議会に出ていただくということを信じてやまない矢先でした。今となっては、一日も早く完治されることを願うばかりであります。

さて私たちの任期も6か月を切りました。その短い期間での議長職となるわけでありますけれども、皆さんの声をしっかりと活かした議会を目指してまいりたいと思います。

また町内にももちろんですけれども、対外的に多くの会の出席が待ち受けております。鳥取県町村議会議長会総会、麒麟のまちサミット、自由民主党幹部との懇談会、町村議会議長会全国大会への出席。全国過疎地域連盟総会。計3回の東京出張であり、また東部広域行政管理組合の議運と定例会、そして智頭町との交流会、東部4町の交流会、若桜鉄道株式会社の取締役会総会、これだけではないと思いますけれども、かなり過密な日程で重要な行事があります。若桜町議会の代表として、対外的にもしっかりと仕事をさせていただきたいと強く願います。

2期8年の議長職の経験を活かし、頑張ってまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願ひいたします。

### 副議長（小林誠）

続いて6番、山本晴議員。

### 議員（山本晴隆）

改めまして、こんにちは。今回、議長選挙に立候補しました6番山本晴隆でございます。

先ほど川上議員もおっしゃられましたが、

昨日、体調不良で入退院を繰り返しされていました山根議員が、議長の辞職と、議席も9月末で返すと、全員協議会の場で突然表明されて大変驚いております。川上委員と同様に、一日も早い回復を望んでいるところであります。

山根議長は、就任から議会改革を提案され、来期から議員定数の10名から8名に削減することや、議員のなり手不足解消のために、報酬額を復活させていただきました。また、1委員会制の充実にも尽力され、執行部との協議が大変やりやすくなつたと感じております。

しかし、現時点ではまさか8人体制になるとは思いもよらない結果となり、とても残念でございます。今更半年で、どちらが議長になつても、大きな改革を進めることは大変難しいと考えております。

今定例会の一般質問でも私言わせていただきましたが、議員全員が町長としつかり議論できる議会でありたいと考えます。

自分自身も3年前に、自らの不摂生の結果、皆様方に大変なご迷惑をかけた経緯もありますが、体調も徐々に整いつつあります。そして普通の生活も、何とかできるように回復いたしました。

なかなか過密なスケジュールとなりますが、今回議長選挙に立候補した決意は、残り半年ということと、山根議長と小林副議長のもとで常任委員会を進めて参った経験を活かしまして、この議会の難局を乗り越えたいと考えております。そのためにこの議長選の決心をいたしました。

何分にも突然のことですが、皆様方と相談しながら、残りの任期を全力で取り組む覚悟でございます。山根議長の意思を受け継ぎながら、皆さんのご支持をいただければ幸いだと思っております。よろしくお願ひいたします。以上です。

### 副議長（小林誠）

以上で、決意表明を終わります。  
これより、本会議場で投票を行います。  
議場の出入口を閉めます。  
傍聴者の方もしばらくの間出入りができませんので、よろしくお願ひします。

（事務局職員 議場を閉める）

ただ今の出席議員数は、8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に森田二郎議員、谷口貴議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（事務局職員 投票用紙、鉛筆配付）

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の「配布漏れ」はありませんか。

（記入漏れなし）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（事務局職員 立会人に投票箱を見せ点検）

異状なしと認めます。

それでは、投票用紙にご記入ください。

（投票用紙記入）

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

### 議会事務局長（上川恭子）

準備はよろしいでしょうか。

それでは、順次投票をしていただきます。

1番 谷口貴議員、2番 森田二郎議員、3番 梶原明議員、4番 山本安雄議員、6番 山本晴隆議員、7番 川上守議員、8番 中尾理明議員、9番 小林誠議員。

### 副議長（小林誠）

投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

森田二郎議員、谷口貴議員、開票の立会いをお願いします。

(立会人立会いのもと、開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、川上守議員 4 票、山本晴隆議員 4 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

川上守議員と山本晴隆議員の得票数は、いずれもこれを超えています。

川上守議員と山本晴隆議員の得票数は、同数です。

この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

川上議員と山本議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、算用数字を刻印したくじ棒を使用します。

くじは 2 回引きます。

まず、くじを引く順番をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただきます。

数の小さいくじを引いた者から当選人を定めるくじを引くこととし、当選人のくじは、数の一番小さいくじを引いた者を当選人とします。

以上ご了承願います。

中尾理明議員、谷口貴議員、立会いをお願いします。

川上議員、山本議員、登壇願います。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

川上議員、山本議員、くじを引いてください。

(事務局職員がくじを用意、立会人立会い

のもと同時にくじを引く。くじ棒の確認)

ただ今のくじの結果、山本議員 1 番、川上議員 2 番であり、山本議員が先に当選人を決めるくじを引くことになりました。

(事務局職員 くじの準備)

まず、初めに山本議員、くじを引いてください。

(立会人立会いのもとくじを引く。くじ棒の確認)

次に川上議員、くじを引いてください。

(立会人立会いのもとくじを引く。くじ棒の確認)

くじの結果を報告します。

山本議員 3 番、川上議員 1 番です。

くじの結果、川上議員が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。

(事務局職員 議場を開く)

ただいま、議長に当選された川上議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選人川上守議員の発言を求めます。川上守議員。

### 議員（川上守）

先ほどの選挙におきまして皆さんのご推举をいただき、当選することができました。先ほど意思表明の時にも申し上げましたが、皆さんの声をしっかりと議会に活かしながら、若桜町、若桜町議会発展のために頑張ってまいります。何卒よろしくお願ひいたします。

### 副議長（小林誠）

では、川上議長、議長席にお着き願います。

以上で、議長選挙が終了しましたので私は退席します。ご協力ありがとうございました。

### 議長（川上守）

暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩  
(小林誠副議長から川上守議長へ、「副議長の辞職願」を提出)

(「追加日程第5」配布)

午後 2時20分 再開

### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。  
先ほど小林誠副議長から、「副議長の辞職願」が提出されました。  
「副議長 辞職の件」を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、「副議長 辞職の件」を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定しました。

### 日程第1

「議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小林誠議員の退場を求めます。

(小林誠議員 退場)

事務局長に辞職願を朗読させます。

### 議会事務局長（上川恭子）

朗読いたします。

令和7年9月19日、若桜町議会議長 川上守様、若桜町議会副議長、小林誠。

辞職願。このたび都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

### 議長（川上守）

お諮りします。

小林誠議員の、副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、小林誠議員の、副議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時、休憩します。

午後 2時23分 休憩

(全員協議室にて全員協議会開催)

(「追加日程第6」配布)

午後 2時40分 再開

### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、「副議長」が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに選挙を行いたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

### 日程第1

「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法 第118条第2項の規定により、投票と指名推選があります。  
いずれの方法がよろしいでしょうか。

### 議員（梶原明）

投票。

### 議長（川上守）

ただいま、3番梶原議員より、投票の発言がありましたので、議長の選挙は投票で行うこととします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議長選挙は投票で行うことと決定しました。

議長に立候補された4番山本安雄議員、1

番谷口貴議員に、それぞれ決意表明をお願いしたいと思います。

4番山本安雄議員からよろしくお願いします。

### 議員（山本安雄）

4番山本です。副議長に立候補いたしました。

私は、議員になって11年少しになりますが、一貫して、町民の声の傾聴活動を謳って議員活動をやってまいりました。これからは、それを力に議会活動として、議長を支えていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

### 議長（川上守）

続いて1番、谷口貴議員。

### 議員（谷口貴）

少しお話しさせていただきます。

船乗りの話なんですけれども、古い水夫は多くの航路を知っている。しかし、新しい航路を見つけるのは若い水夫だ。

以上です。よろしくお願いします。

### 議長（川上守）

以上で、決意表明を終わります。

暫時、休憩します。

午後 2時47分 休憩

(小林誠議員が退出)

午後 2時48分 再開

### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、本会議場で投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

傍聴者の方もしばらくの間出入りができませんので、よろしくお願いいたします。

(事務局職員 議場を閉める)

ただ今の出席議員数は、7人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に山本晴隆議員、梶原明議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(事務局職員 投票用紙、鉛筆配付)

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の「配布漏れ」はありませんか。

(記入漏れなし)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(事務局職員 立会人に投票箱を見せ点検)

異状なしと認めます。

それでは、投票用紙にご記入ください。

(投票用紙記入)

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

### 議会事務局長（上川恭子）

準備はよろしいでしょうか。

それでは、順次投票をしていただきます。

1番 谷口貴議員、2番 森田二郎議員、3番 梶原明議員、4番 山本安雄議員、6番 山本晴隆議員、7番 川上守議員、8番 中尾理明議員。

### 議長（川上守）

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

山本晴隆議員、梶原明議員、開票の立会いをお願いします。

(立会人立会いのもと、開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票6票、無効投票1

票です。

有効投票のうち、山本安雄議員 4 票、谷口貴議員 2 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

山本安雄議員と谷口貴議員の得票数は、いずれもこれを超えています。

したがって、山本安雄議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(事務局職員 議場を開く)

ただいま、議長に当選された山本安雄議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選人山本安雄議員の発言を求めます。山本安雄議員。

### 議員（山本安雄）

このたびの選挙におきまして、副議長という大役をすることとなりました。

先ほども決意表明で申し上げたとおり、今までの議員ではなく、議会の活動として、何が町民の皆さんに見ていただけるのかなという思いで議長の力になれますように頑張ってまいります。どうかよろしくお願ひいたします。

### 議員（川上守）

暫時休憩いたします。

午後 3 時 16 分 休憩

(全員協議室にて全員協議会開催)

(「追加日程第 7」配布)

午後 3 時 30 分 再開

て、日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 7 を日程に追加することに決定しました。

「議席の一部変更」を行います。

先ほど行われました議長・副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部変更をします。

山根政彦議員の議席を 4 番に、小林誠議員の議席を 5 番に、中尾理明議員の議席を 7 番に、山本安雄議員の議席を 8 番に、川上守議員の議席を 9 番に変更します。

議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、梶原明議員、山本安雄議員、森田二郎議員、中尾理明議員を議会運営委員に選任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 7 年第 6 回若桜町議会定例会を閉会します。

午後 3 時 39 分 閉会

### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程の追加について、お諮りします。

お手元に配布のとおり、追加日程第 7 とし